



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 7月16日金曜日 第1575号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（生名村）.....	775
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	775
医療機関の指定.....	776
指定医療機関の所在地名の変更.....	777
指定医療機関の名称の変更.....	777
指定医療機関の廃止の届出.....	777
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	777
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	778
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）.....	778
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（3件）.....	779
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	780
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	782
化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正.....	782
指定居宅支援事業者の指定（8件）.....	782
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	784
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	784
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	784
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	785
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	785
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	785
保安林予定森林にする旨の通知.....	785
保安林予定森林.....	787
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	788
道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）.....	788
道路の供用開始（"）.....	788
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	789
道路の供用開始（"）.....	789
道路の区域変更（県道藪ヶ市松野線）.....	789
道路の供用開始（"）.....	789
開発行為に関する工事の完了.....	790
特定計量器の定期検査の実施.....	790

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	790
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）.....	791
生産事業者講習会の開催.....	791

教育委員会規則

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則.....	792
----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1526号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、生名村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は生名村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
生名村1276の1、1388、1392から1395まで、1418の1、1418の2、1419の1、1419の3、1420の2、1422の2、1426の1、1426の2、1427から1429まで、1431から1434まで、1459、1463、1464、1465の4及び1469の2の地先	3,347.11

○愛媛県告示第1527号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
四国電力株式会社
香川県高松市丸の内2番5号
取締役社長 大西淳
- 事業場の名称及び所在地
四国電力株式会社西条発電所
西条市喜多川 853 番地
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,750立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	許可後直ちに	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15

浮遊物質 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 5 最大 50
窒素含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 15 最大 120
りん含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 3 最大 16
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1,280 最大 1,750

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和58年7月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製 他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 32.5メートル 横 120.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,750立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿 + ろ過 + COD吸着 + 中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 1 ~ 2 最大 1 ~ 2	通常 5.5 ~ 8.5 最大 5.5 ~ 8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1リット ルにつきミ リグラム）	通常 25 最大 30	通常 10 最大 15
	浮遊物質 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 400 最大 1,000	通常 5 最大 50
	窒素含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 70 最大 150	通常 15 最大 120
	りん含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 10 最大 20	通常 3 最大 16
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 790 最大 900	通常 1,280 最大 1,750	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) A遮断ピット

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.5 ~ 8.5 最大 5.5 ~ 8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1リット ルにつきミ リグラム）	通常 10 最大 15
	浮遊物質 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 5 最大 50
	窒素含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 15 最大 120
	りん含有 量（単位 1リットルに つきミ リグラム）	通常 3 最大 16
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1,280 最大 1,750	

(2) 冷却水排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.7 ~ 8.2 最大 7.7 ~ 8.2
	化学的酸素 要求量（単 位 1リット ルにつきミ リグラム）	通常 1.7 最大 5.6
	浮遊物質 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 5.6 最大 7.4
	窒素含有 量（単位 1リットルに つきミリ グラム）	通常 0.32 最大 0.62
	りん含有 量（単位 1リットルに つきミ リグラム）	通常 0.032 最大 0.51
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1,200,000 最大 1,200,000	

備考 他に雨水排水口が4箇所ある

○愛媛県告示第1528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
わかば薬局	有限会社 若葉調剤	温泉郡重信町志津川16 0-1	平成16年 7月1日
もりもと歯科	森本真二	宇和島市恵美須町一丁 目4番18号	平成16年 7月1日
そのだ歯科クリニック	園田弘	新居浜市徳常町9番8 号	平成16年 5月20日

くりせいけい	医療法人社団 栗整形外科病院	四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成16年 6月1日	松岡歯科医院	松岡伸幸	四国中央市川之江町33 0番地1	平成16年 7月2日
--------	-------------------	-------------------	---------------	--------	------	---------------------	---------------

○愛媛県告示第1529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。
平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
レディ伊予三島調剤薬局	株式会社レディ薬局	伊予三島市三島金子二丁目 8-48	四国中央市三島金子二丁目 8-48	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。
平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
西村外科・小児外科	西村外科	医療法人西村医院	伊予郡砥部町宮内811	平成13年6月21日
西村外科	西村医院	医療法人西村医院	伊予郡砥部町宮内811	平成16年3月29日

○愛媛県告示第1531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
丹小児科	丹美昌	今治市末広町三丁目4番12	平成16年 6月10日

そのだ歯科クリニック	園田弘	新居浜市若水町一丁目9-1	平成16年 5月20日
日本調剤新田薬局	日本調剤株式会社	新居浜市新田町二丁目2-11	平成15年 3月1日

○愛媛県告示第1532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。
平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
深田晃年	周桑郡小松町大字新屋敷甲317-3	深田歯科医院	周桑郡小松町大字新屋敷甲317-3	平成16年6月4日
特定非営利活動法人ハピネス中島	温泉郡中島町大字小浜甲496番地	ヘルパーステーションハピネス中島	温泉郡中島町大字小浜甲26-18	平成16年5月31日
有限会社ユアーズ・ケア	松山市東方町甲1811番地4	ユアーズ・ケア訪問看護ステーション	伊予郡砥部町高尾田994-1天王ハイツ220号	平成16年6月14日

有限会社 S K R	松山市北土居町652番地 3	グループホームさくら	伊予郡砥部町高尾田1008 - 6	平成16年 6 月 7 日
株式会社おぐに	松山市福角町甲208番地18	おぐに薬局砥部店	伊予郡砥部町大南199番地	平成16年 6 月17日
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	デイサービスセンターゆうなぎ	喜多郡内子町城廻613番地 1	平成16年 5 月21日
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	グループホームゆうなぎ	喜多郡内子町城廻613番地 1	平成16年 5 月21日
医療法人平成会	今治市片山三丁目 1 番40号	ふれあい	今治市常磐町八丁目 4 - 31	平成16年 6 月24日
佐藤政晃	今治市大新田町三丁目 4 番 8 号	さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目 4 番 8 号	平成16年 6 月21日
医療法人平田胃腸科肛門科	大洲市若宮672番地 5	平田胃腸科肛門科	大洲市若宮672番地 5	平成16年 6 月15日

○愛媛県告示第1533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ハビネス中島	温泉郡中島町大字小浜甲496番地	ハビネス中島	温泉郡中島町大字小浜甲26-18	平成16年5月31日
有限会社みのり	大洲市菅田町菅田甲994番地	有限会社みのり	大洲市菅田町菅田甲994番地	平成16年6月22日

○愛媛県告示第1534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社すずらん	新居浜市喜光地町1-7-17	すずらんサービスセンター	（変更後） 新居浜市喜光地町1-7-17	平成16年3月18日
			（変更前） 新居浜市坂井町3-8-40	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市岸の上町1-10-40	平成14年1月10日
			（変更前） 新居浜市星原町13-30	
新居浜市農業協同組合	新居浜市田所町3-63	J A 新居浜市	（変更後） 新居浜市田所町3-63	平成14年7月9日
			（変更前） 新居浜市坂井町3丁目10番40号	

愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1-1	若水訪問看護ステーション	(変更後) 新居浜市若水町一丁目7番45号	平成13年12月20日
			(変更前) 新居浜市若水町一丁目7番51号	

○愛媛県告示第1535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人西村医院	伊予郡砥部町宮内811	(変更後) 西村外科	伊予郡砥部町宮内811	平成13年6月21日
		(変更前) 西村外科・小児外科		
医療法人西村医院	伊予郡砥部町宮内811	(変更後) 西村医院	伊予郡砥部町宮内811	平成16年3月29日
		(変更前) 西村外科		
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	(変更後) 株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市星原町13-30	平成14年1月10日
		(変更前) 有限会社悠遊社新居浜事業所		

○愛媛県告示第1536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人松前町社会福祉協議会	(変更後) 伊予郡松前町大字筒井631番地	社会福祉法人松前町社会福祉協議会	(変更後) 伊予郡松前町大字筒井631番地	平成12年5月30日
	(変更前) 伊予郡松前町大字筒井710番地1		(変更前) 伊予郡松前町大字筒井710番地1	
有限会社唐子浜介護センター	(変更後) 今治市東村3-1-38	有限会社唐子浜介護センター	(変更後) 今治市東村三丁目1番38号	平成15年6月1日
	(変更前) 今治市東村3-1-38ツカサビル1階		(変更前) 今治市東村3-1-38ツカサビル1階	
有限会社光タクシー	(変更後) 新居浜市高木町2-20	光介護サービス	(変更後) 新居浜市高木町2-20日豊ビル4階	平成15年6月18日
	(変更前) 新居浜市喜光地町二丁目2番22号		(変更前) 新居浜市喜光地町二丁目2番22号	

○愛媛県告示第1537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	(変更後) 居宅介護支援事業所唐子荘	今治市旦479 - 1	平成12年4月1日
		(変更前) 指定居宅介護支援事業所今治市在宅介護支援センター唐子荘		
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	(変更後) 株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市星原町13 - 30	平成14年1月10日
		(変更前) 有限会社悠遊社新居浜事業所		

○愛媛県告示第1538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5番5	居宅介護支援センターひうち	(変更後) 今治市黄金町3 - 2 - 7メゾンオークス	平成15年4月1日
			(変更前) 今治市黄金町3 - 2 - 7	
愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1 - 1	指定居宅介護支援事業所伊予診療所	(変更後) 伊予市米湊815 - 6	平成14年4月1日
			(変更前) 伊予市米湊816 - 1	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	(変更後) 新居浜市岸の上町1 - 10 - 40	平成14年1月10日
			(変更前) 新居浜市星原町13 - 30	
愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1 - 1	若水訪問看護ステーション	(変更後) 新居浜市若水町一丁目7番45号	平成13年12月20日
			(変更前) 新居浜市若水町一丁目7番51号	

○愛媛県告示第1539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人松前町社会福祉協議会	(変更後) 伊予郡松前町大字筒井631番地	社会福祉法人松前町社会福祉協議会	(変更後) 伊予郡松前町大字筒井631番地	平成12年5月30日
	(変更前) 伊予郡松前町大字筒井710番地1		(変更前) 伊予郡松前町大字筒井710番地1	

○愛媛県告示第1540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅)の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
深 田 登代彦	周桑郡小松町新屋敷甲323 - 1	深田歯科医院	周桑郡小松町新屋敷甲323 - 1	平成13年9月26日
矢 野 眞守身	今治市新谷甲1302 - 4	いかなし薬局	今治市新谷甲1302 - 4	平成12年10月18日
勝 原 禮 子	今治市本町4 - 2 - 29	本町薬局	今治市本町4 - 2 - 29	平成12年12月1日
株式会社平野	今治市北宝来町二丁目2 - 22	平野きたむら薬局	今治市喜多村三丁目1 - 33	平成13年7月17日
中 村 孝 臣	今治市南宝来町二丁目7 - 2	みなみ薬局	今治市南宝来町三丁目2 - 10	平成13年3月1日
有限会社エイリッシュ	今治市別名字中河原199番 1	別名調剤薬局	今治市別名字中河原200番 6	平成13年4月1日
長 野 洋 司	今治市高部甲532 - 1	長野整形外科	今治市高部甲532 - 1	平成13年6月1日
眞 部 淳	今治市矢田甲7	真部病院	今治市矢田甲7	平成13年7月1日
菅 勝 男	今治市南日吉町二丁目3番 21号	菅病院	今治市南日吉町二丁目3番 21号	平成13年11月30日
阿 部 雄 吉	今治市高部甲526 - 1	あゆみクリニック	今治市高部甲526 - 1	平成13年12月31日
株式会社プリポート	松山市朝生田町三丁目8番 15号	今治プリポート薬局	今治市鐘場町一丁目3番地 13号	平成14年1月14日
丹 美 昌	今治市末広町三丁目4 - 12	丹小児科	今治市末広町三丁目4 - 12	平成16年6月10日
有限会社イナイ薬局	新居浜市新田町2 - 2 - 11	イナイ薬局	新居浜市新田町2 - 2 - 11	平成12年12月1日
ワタキューセイモア株式会 社	京都府綴喜郡井手町大字多 賀小字茶臼塚12番地の2	ワタキュー薬局新居浜店	新居浜市新田町2 - 2 - 17	平成13年12月31日
佐 藤 清 記	新居浜市庄内町一丁目14 - 36	佐藤医院	新居浜市庄内町一丁目14 - 36	平成13年12月31日
井 上 博 克	新居浜市高田一丁目1 - 62	東予薬局	新居浜市高田一丁目1 - 62	平成13年12月31日
松 村 恭 司	新居浜市中筋町二丁目1番 1号	胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1番 1号	平成13年12月31日
三 木 茂 敬	新居浜市沢津町三丁目7番 28号	三木内科クリニック	新居浜市沢津町三丁目7番 28号	平成14年5月1日
多々見 年 光	新居浜市大生院367	大生院診療所	新居浜市大生院367	平成14年2月28日
医療法人かとうクリニック	新居浜市船木甲2582 - 2	訪問看護ステーション船木	新居浜市船木甲3836	平成15年8月20日
医療法人松尾産婦人科医院	大洲市中村853	松尾産婦人科医院	大洲市中村853	平成12年12月1日

肱 川 伊予子	大洲市菅田町菅田甲1142	肱川医院	大洲市菅田町菅田甲1142	平成13年1月1日
肱 川 明	大洲市菅田町菅田甲1142	肱川歯科医院	大洲市菅田町菅田甲1142	平成13年1月1日
平 田 賢 一	大洲市若宮672 - 5	平田医院	大洲市若宮672 - 5	平成13年2月1日
本 条 征 史	大洲市東大洲157 - 2	本条脳神経外科・外科	大洲市東大洲157 - 2	平成12年11月1日
株式会社ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山二丁目5番5号	アトムケアサポート伊予	伊予市下吾川1513 - 4	平成14年11月1日
富 田 敬 史	伊予市上野781番地3	敬史整形外科	伊予市上野781番地3	平成13年11月30日
上 岡 清 隆	伊予市上野937番地1	上岡医院	伊予市上野937番地1	平成13年11月30日

○愛媛県告示第1541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
日本ケアグループ有限会社	今治市共栄町1 - 2 - 15	日本ケアグループ居宅介護支援事業所	今治市共栄町1 - 2 - 15	平成12年12月14日

○愛媛県告示第1542号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正し、平成16年8月1日から施行する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表久万町の項を削る。

○愛媛県告示第1543号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 年 月 日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300133119	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	児童居宅介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市下浜田町1355 - 26	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1544号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200165112	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市下浜田町13-55-26	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1545号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300134117	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	児童居宅介護	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町卯之町2-307	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1546号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100144118	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居宅介護	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町卯之町2-307	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1547号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200166110	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町卯之町2-307	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1548号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300135114	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	折 口 雅 博	児童居宅介護	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡御荘町平城437番地1	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1549号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100145115	株式会社コムスン	東京都港区六本木6 丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居 宅介護	株式会社コムスン愛 南ケアセンター	南宇和郡御荘町平城 437番地1	平成16年 7月6日

○愛媛県告示第1550号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200167118	株式会社コムスン	東京都港区六本木6 丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居 宅介護	株式会社コムスン愛 南ケアセンター	南宇和郡御荘町平城 437番地1	平成16年 7月6日

○愛媛県告示第1551号

新居浜市阿島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・荷内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・荷内地区）計画書の写し
 - 新居浜市阿島土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年 7月20日から 8月16日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第1552号

西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・早川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・早川地区）計画書の写し
 - 西条市飯岡土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年 7月20日から 8月16日まで
- 縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第1553号

大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農

業用排水施設整備事業・伊州子地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業（農業用排水施設整備事業・伊州子地区）変更計画書の写し
 - 大洲市土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年 7月20日から 8月16日まで
- 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第1554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡朝倉村大字朝倉下、朝倉上及び朝倉南地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・朝倉下地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年 7月20日から 8月16日まで
- 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第1555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡朝倉村大字朝倉下、朝倉上及び朝倉南地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉下地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第1556号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門口地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門口地区）計画書の写し
 - (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第1557号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々瀬下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々瀬下地区）計画書の写し
 - (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第1558号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大間地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大間地区）計画書の写し
 - (2) 松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧場所
松前町役場

○愛媛県告示第1559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、四国中央市から協議のあった土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）の計画の変更に平成16年7月1日同意した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1560号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
温泉郡川内町大字河之内字坪之内甲3504の1、字風呂ノ谷乙1698の46、乙1722、字ナノ森乙1732の2
 - (2) 指定の目的
水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字風呂ノ谷乙1698の46・乙1722（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字坪之内甲3504の1、字ナノ森乙1732の2
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
温泉郡川内町大字井内字石山向甲1739の1、甲1740、字牛房坂甲1926、甲1928、字牛房坂口甲1927、字タバ道上乙366の1、乙366の2、字ナカノ谷乙367、字タバ道東乙368の1、乙368の2、字カギヤマ乙370の9から乙370の11まで、乙370の54から乙370の56まで、字ヲリカケ乙371の14、字石山乙375、字イケノ西乙376

の1、字カキヤマ乙377の1から乙377の5まで、乙377の7から乙377の10まで、字ゴボサコ乙378、乙388

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タバ道上乙366の1・字タバ道東乙368の1・字カギヤマ乙370の9・字カキヤマ乙377の1・乙377の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡面河村笠方2740、3279、3281、3284、3286から3289まで、3310、3362、3372

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

笠方2740・3281（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市川の郷町甲71から甲74まで、甲79、乙46、乙47、乙203から乙208まで、乙216、乙244の1、乙244の4、乙248から乙250まで、乙251の1、乙252の4、乙259

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川の郷町甲71から甲73まで、乙203

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字北方字海上采乙893から乙896まで、乙903から乙925まで、乙926の1、乙927、乙928

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字海上采乙921

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字河之内字上日浦甲2578、甲2581の1、甲2581の2、甲2582の1、甲2582の2、甲2584、甲2585、甲2588、甲2589の2、字中山甲2717、甲2719、甲2722の1から甲2722の3まで、甲2723、甲2726の1、字郷ノ助乙1371の27、字八ズガ峠乙1465、乙1466の1、乙1467、乙1468の1、乙1468の7、字古峠乙1475の29、乙1477の1、乙1479の1、乙1480、乙1482の3、字上ガ市乙1515の1、乙1516の4、乙1516の5、乙1520の1、乙1520の2、乙1525

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山甲2717・甲2722の1から甲2722の3まで・甲2723・字八ズガ峠乙1466の1・字上日浦甲2582の1・甲2585・甲2588・甲2589の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字河之内字金屋敷甲2839、甲2841、甲2843の1、甲2843の2、甲2845、乙1554の1、乙1561、字大屋敷甲2846、甲2847、甲2850の1、甲2850の2、甲2851、甲2852の1、乙1562の2、乙1573、字三本松乙15

72の2、乙1572の3

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金屋敷甲2843の2・字大屋敷甲2846・乙1573・字三本松乙1572の2・乙1572の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

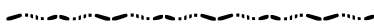
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1561号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡玉川町大字龍岡上字遅越大道上甲175、字遅越井手上甲190の1、字四郎蔵ヶ谷左尾崎甲195の1、甲195の2、字四郎蔵ヶ谷甲196、字四郎蔵ヶ谷山ノ奥甲197、字四郎蔵ヶ谷井手下甲199、字榊谷口左谷甲265、甲269、字吉向へ甲589、甲590、字力石丁230、字中ノ村丁318の1、丁318の2、丁319、丁320、丁322、丁324の1、丁325の1、丁325の3、丁325の4、丁327の1、丁328の1、丁328の2、丁329の1、丁330の1、字中通り丁331、丁333、丁335の1、丁339の1、丁339の2、丁340から丁342まで、丁344の1、丁344の4、丁347、丁351の1、丁364の2、丁365、丁368、丁371、丁375、丁377、丁378、丁381の1、丁385、丁393、丁394の1、丁400の2、大字木地字大ミゾ己730

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡保内町宮内9番耕地755、9番耕地756、9番耕地757の1、9番耕地757の2、10番耕地648の1、10番耕地650から10番耕地654まで、10番耕地656、10番耕地692の1、10番耕地693、10番耕地694の1、11番耕地12の3、11番耕地134、11番耕地138の1、11番耕地141、11番耕地142の1、11番耕地142の2、11番耕地143、11番耕地144、11番耕地146、11番耕地147の1、11番耕地147の2、11番耕地148、11番耕地149、11番耕地156の1、11番耕地156の2、11番耕地157、11番耕地159の1、11番耕地159の3、11番耕地160、11番耕地162、11番耕地177、11番耕地180の1、11番耕地181、11番耕地185の1、11番耕地186の1、11番耕地187の1、11番耕地187の3、11番耕地188の1から11番耕地188の3まで、11番耕地189から11番耕地191まで、11番耕地197の2、11番耕地198の2、11番耕地200、11番耕地202、11番耕地205の1、11番耕地207の1、11番耕地207の3、11番耕地208、11番耕地215、11番耕地220、11番耕地224、11番耕地227、11番耕地243、11番耕地245、11番耕地249、11番耕地251の1、11番耕地251の2、11番耕地261の1、11番耕地261の2、11番耕地266、11番耕地268、11番耕地270、11番耕地271、11番耕地277の1、11番耕地278、11番耕地280、11番耕地285、11番耕地289の1、11番耕地289の3、11番耕地290の1、11番耕地291、11番耕地298、11番耕地299、11番耕地300の3、11番耕地302、11番耕地304、11番耕地306、11番耕地307の1、11番耕地307の2、11番耕地308の1、11番耕地308の2、11番耕地309の1、11番耕地311、11番耕地312の1、11番耕地313の2、11番耕地314、11番耕地315、11番耕地317、11番耕地324、11番耕地326、11番耕地331から11番耕地333まで、11番耕地335、11番耕地338の1、11番耕地341の1、11番耕地342、11番耕地343、11番耕地352、11番耕地355、11番耕地356、11番耕地358の1、11番耕地358の2、11番耕地359、11番耕地366、11番耕地370の1、11番耕地370の2、11番耕地372、11番耕地373の1、11番耕地374、11番耕地375、11番耕地378、11番耕地380、11番耕地382、11番耕地383、11番耕地386から11番耕地388まで、11番耕地391、11番耕地396から11番耕地398まで、11番耕地406、11番耕地408、11番耕地409、11番耕地412、11番耕地419、11番耕地423、11番耕地425の1、11番耕地425の2、11番耕地427の1、11番耕地430から11番耕地433まで、11番耕地435、11番耕地438から11番耕地440まで、11番耕地442、11番耕地443、11番耕地457、11番耕地483から11番耕地486まで

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指施業要件

ア 木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1562号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

成

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村			地番	標柱
西予市	城川町	川津南	3661番	1号
			3661番	2号
			3653番	3号
			3656番	4号
			3735番	5号
			3734番	6号
			3734番	7号
			3732番	8号
			3702番	9号
			3703番	10号
			3696番2	11号
			3686番	12号
			3629番	13号
			3637番1	14号
			3668番	15号

広瀬B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年2月愛媛県告示第332号）広瀬Bの項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年5月愛媛県告示第779号）松蔭Bの項で指定した標柱8号を市道広瀬4号線西側官民境界線で結んだ線、同項で指定した標柱8号、標柱7号及び標柱6号を順次結んだ線、同項で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号を結んだ線並びに標柱13号と広瀬Bの項で指定した標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
八幡浜市	広瀬三丁目	1091番	12号
	広瀬四丁目	乙71番1	13号

古浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年8月愛媛県告示第1082号）古浦の項で指定した標柱15号、標柱14号及び標柱13号を順次結んだ線、標柱13号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和61年3月愛媛県告示第421号）古浦の項で指定した標柱9号を結んだ線、標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号と標柱21号を結んだ線、標柱21号と標柱22号を町道込山横峰線南側官民境界線で結んだ線、標柱22号から標柱24号までを順次結んだ線並びに標柱24号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
吉田町	奥浦	小浦ノ上	甲2766番1	20号
			甲2720番	21号
		中尾	甲369番	22号
			甲366番	23号
		トノ畑	甲337番	24号

○愛媛県告示第1563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	坊屋敷小田線	上浮穴郡小田町大字立石400番6	旧	メートル 9.0～9.8	キロメートル 0.017	
			新	19.8～24.0	0.017	

○愛媛県告示第1564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	上浮穴郡小田町大字立石400番 6	平成16年7月16日

○愛媛県告示第1565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市松尾17番22から 同市松尾17番19まで	旧	メートル 6.0～6.5	キロメートル 0.082	
			新	6.0～9.5	0.082	

○愛媛県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市松尾17番22から 同市松尾17番19まで	平成16年7月16日

○愛媛県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2195番地先から 同大字2188番地先まで	旧	メートル 7.8～12.5	キロメートル 0.078	
			新	9.0～26.3	0.078	

○愛媛県告示第1568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2195番地先から 同大字2188番地先まで	平成16年7月16日

○愛媛県告示第1569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局建（開）第6号 平成16年7月2日	北条市中西外字郷境974番1、975番1、976番1、977番1、978番1、979番1、979番5、979番6、980番1、980番5、981番1、981番3、982番1、982番2、983番1、984番1、985番1、985番3、986番1、986番2、987番1、987番4、988番1、988番4、988番6、989番1、989番2、990番7、991番1、991番3、992番1、992番4、994番1、996番1、997番1、998番1及び999番1	松山市千舟町八丁目128番地1 えひめ中央農業協同組合 代表理事組合長 上田 宗徳
16西局建（開）第5号 平成16年7月5日	西条市大町字本郷1313番1、1313番15、1313番16及び1313番17	西条市神拝甲511番地109 有限会社 富士開発 代表取締役 井下 富士男
16西局建（開）第6号 平成16年7月6日	西条市飯岡字八反地2071番1、2071番2及び2072番2	西条市飯岡2050番地 伊 藤 達 三

○愛媛県告示第1570号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、西予市、喜多郡、上浮穴郡小田町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成16年9月1日から12月28日までの間において実施する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
平成16年午前10時30分から 9月1日午後2時まで	西予市役所	西予市	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 2日 午前10時30分から 午後2時まで	西予市役所		
" 3日 午前10時30分から 午後2時まで	野村公会堂		
" 6日 午前11時から 正午	西予市惣川支所		
" 7日 午前11時から 午後2時まで	総合センターしろかわ		
" 8日 午前11時から 午後2時30分まで	明浜町民会館		
" 9日 午前11時から 午後2時30分まで	狩江公民館		
" 10日 午前11時から 午後2時まで	西予市俵津支所		
" 13日 午前11時から 正午	三瓶町農村研修センター		
" 13日 午後1時30分から 午後2時30分まで	三瓶北公民館		
" 14日 午前11時から 午後2時30分まで	西予市三瓶総合支所		

10月12日 午前10時30分から 午前11時30分まで	櫛生連絡所	長浜町
" 12日 午後1時から 午後2時30分まで	白滝連絡所	
" 13日 午前10時から 午後2時30分まで	長浜町役場	
" 14日 午前11時から 午後2時まで	河辺村公民館	河辺村
" 15日 午前10時30分から 午後2時30分まで	肱川町役場	肱川町
" 18日 午前10時30分から 午前11時30分まで	J A 愛媛たいき大瀬支所	内子町
" 18日 午後1時から 午後2時30分まで	内子町役場	
" 19日 午前10時から 午後2時30分まで	内子町役場	小田町
" 20日 午前10時から 午後2時30分まで	五十崎町役場	
" 21日 午前10時30分から 午前11時30分まで	J A えひめ中央田渡支所	
" 21日 午後1時から 午後2時30分まで	J A えひめ中央参川支所	大洲市
" 22日 午前10時30分から 午後2時30分まで	小田町林業センター	
11月8日 午前10時30分から 正午	菅田連絡所	大洲市
" 8日 午後1時30分から 午後3時まで	新谷連絡所	
" 9日 午前10時30分から 正午	八多喜連絡所	
" 9日 午後1時30分から 午後3時まで	上須戒連絡所	
" 10日 午前10時から 午後2時30分まで	大洲市民会館	
" 11日 午前10時から 午後2時30分まで	大洲市総合福祉センター	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 7月 5日	特定非営利活動法人 P A A L ・ パール	栗 原 利 幸	愛媛県松山市平和通二丁目3番地7号	この法人は、高齢者や障害を持つ人及びその家庭・施設・地域等に対して、介護・介助を実施し高齢者や障害を持つ人の自立や、人・環境に優しいバリアフリーの地域社会づくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 6月30日	特定非営利活動法人 サン・スマ	村 本 祐 子	愛媛県越智郡生名村508番地	この法人は、不特定多数の人々に対し、生活力を高め、安心して暮らすことができるような、総合的サービスを提供し、地域・社会と一体化した生活支援体制の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 7月 6日	特定非営利活動法人 アジア・フィルム・ネットワーク	福 岡 晋 也	愛媛県松山市道後北代3番3号	本法人は国内外の文化、芸術の取り組みに協力するとともに、地域固有の資源を活用した映像制作支援等を行い、さらにこれをもとにしたまちづくりへの市民自らの参加を促進し、もって文化、芸術の振興、普及及び地域の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 7月 6日	特定非営利活動法人 NPOパソコン活用支援びんぐ	仲 尾 聖 子	愛媛県北条市宮内乙11番地25	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした情報技術化社会に関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な情報技術に関する支援活動を展開し、すべての地域住民がインターネット等情報技術を活用し、いつでも行政サービスをはじめとする各種サービスを楽しむことができるとともに、福祉、社会教育、人権、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、さまざまなかたちでコミュニティに参加できる機会均等な社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成16年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 開催の日時
平成16年 8月20日（金）9時
- 開催の場所

上浮穴郡久万町（8月以降久万高原町）管生
愛媛県林業技術センター展示研修施設研修室

3 受講申込期限

平成16年8月17日まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局林業課若しくは農林水産部森林局
森林整備課

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年7月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表分館の表上浮穴分館の項位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。